

# 吸収合併に係る事後開示書面

2024年10月1日

中山福株式会社

# 吸収合併に係る事後開示書面

2024年10月1日

大阪市中央区島之内一丁目2番9号  
中山福株式会社  
代表取締役 橋本謹也

当社は、2024年7月31日付で、株式会社ENICY（以下、「ENICY」という。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ENICYを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行いました。本合併に関し、会社法第801条及び同法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

## 1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年10月1日

## 2. 吸収合併消滅会社における組織再編に関する差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

### (1) 差止請求

ENICYの発行済み株式の全てを、当社が保有しているため、該当事項はありません。

### (2) 反対株主の買取請求

ENICYの発行済み株式の全てを、当社が保有しているため、該当事項はありません。

### (3) 新株予約権買取請求

ENICYは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

### (4) 債権者の異議

ENICYは、会社法第789条第2項の規定に基づき、債権者に対し、2024年8月21日付の官報において公告を行うとともに、2024年8月22日付知れている債権者に対し各別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における株主の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 株主の差止請求

本合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第796条の2但書の規定により、同条本文の規定に基づく請求権は発生いたしません。

(2) 反対株主の買取請求

本合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第797条第1項但書の規定により、同項本文の規定に基づく請求権は発生いたしません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、債権者に対し、2024年8月21日付の官報及び2024年8月22日付の電子公告において本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2024年10月1日をもって、吸収合併消滅会社であるENICYからその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2024年10月1日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

2024年8月21日

株式会社ENICY

# 合併にかかる事前開示書面

(会社法第782条1項及び会社法施行規則第182条)

2024年8月21日

東京都中央区日本橋富沢町12番20号日本橋T&D・Bldg.3階  
株式会社ENICY  
代表取締役 橋本謹也

当社は、中山福株式会社を吸収合併存続会社（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。つきましては、会社法第782条1項及び会社法施行規則第182条の定めに伴い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

## 1. 吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

## 2. 合併対価及びその割当ての相当性に関する事項

本合併は、当社の完全親会社との合併であるため、本合併に際し、合併対価の交付はありません。したがって該当事項はありません。

## 3. 新株予約権の承継の相当性に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 計算書類等に関する事項

### (1) 吸収合併存続会社について次に掲げる事項

#### ① 最終事業年度にかかる計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を近畿財務局に提出しております。最終事業年度にかかる計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

#### ② 最終の事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

現在、当社は債務超過となっておりますが、本合併に先立ち、吸収合併存続会社が当社に対して有する債権を一部放棄することにより、債務超過を解消した後に本合併を行う予定です。

### (2) 吸収合併消滅会社について次に掲げる事項

最終の事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

## 5. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。したがって、本合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みはあると判断しております。なお、本合併に先立ち、吸収合併存続会社は、当社に対して有する債権の一部を放棄し、当社の債務超過の状態を解消する予定であります。かかる債権放棄は吸収合併存続会社の債務履行の見込みに影響を及ぼすものではありません。

## 6. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



## 吸収合併契約書

中山福株式会社（住所：大阪府中央区島之内一丁目22番9号、以下「甲」という。）と株式会社ENICY（住所：東京都中央区日本橋富沢町12番20号日本橋T&D・Bldg. 3階、以下「乙」という。）とは、両会社の合併に関して、次のとおり契約する。

（存続会社と解散会社）

第1条 甲は乙を合併して存続し、乙は解散するものとする。

（新株の割当）

第2条 乙の株式総数200株は全株甲の所有に属するため、甲はこの合併によって新株の発行割当を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第3条 甲は、前条のとおり合併による新株の発行割当をしないから、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

（合併承認総会）

第4条 甲は、会社法第796条第2項の規定により、乙は、会社法第784条第1項の規定により、合併契約の株主総会の承認を得ないで合併する。但し、

② 甲は、乙の甲に対する債務を免除して、効力発生日までに乙の債務超過を解消し、簡易・略式合併の要件を満たすものとする。

（効力発生日）

第5条 合併が効力を発生する日を令和6年10月1日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（引き継ぎ）

第6条 乙は、その作成による令和6年3月31日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務一切を甲に引き継ぐものとする。

② 乙は、令和6年4月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にするものとする。

（善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

（従業員）

第8条 甲は、効力発生日現在の乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとする。

（解散費用）

第9条 乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

（合併条件の変更等）

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動が生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

（規定外条項）

第11条 本契約に定める事項のほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙は各1通を保有するものとする。

令和6年7月31日

大阪府中央区島之内一丁目22番9号

（甲）中山福株式会社

代表取締役 橋本 謹也



東京都中央区日本橋富沢町12番20号

日本橋T&D・Bldg. 3階

（乙）株式会社ENICY

代表取締役 橋本 謹也

